

第9弾

ひえづ元気回復商品券 取扱店舗募集

日吉津村では、住民の消費意欲を喚起して村内事業所で買い物等をしていただくことにより、物価高騰等の影響を受けた村内経済を支援することを目的として、「ひえづ元気回復商品券 第9弾」を発行いたします。

これに伴い、本事業に賛同していただける「ひえづ元気回復商品券」の取扱店舗を募集します。

商品券の発行概要

- (1)名 称 ひえづ元気回復商品券
- (2)発 行 主 体 日吉津村
- (3)発 行 形 態 1冊 7,000 円(額面 500 円券の14枚綴)
- (4)発 行 冊 数 約 3,600 冊を予定(住民 1 人につき 1 冊発行)
- (5)使 用 期 間 令和8年9月下旬(予定)～令和9年2月28日

商品券の使用枚数の制限(一部あり)

○村内全体の経済の回復を目的としており、使用可能店舗を偏らせないため、イオン日吉津店(直営店)で使用する枚数は4枚限りとします。

(ただし、イオンモール日吉津内専門店(直営店以外の店舗)はこの限りではありません。)

取扱店応募資格

○日吉津村内に店舗、事業所等を有する事業者(商品券を取り扱うことができるのは、村内の店舗等に限りです。)

≪取扱店業種例≫

- ◇小売業(食料品、衣料品、日用雑貨、書籍など)
- ◇飲食業(飲食店、喫茶店など)
- ◇サービス業(理美容、クリーニング、エステなど)
- ◇その他(自動車修理、学習塾など)

【注意事項】

・換金性の高い商品(商品券、図書カード、切手等)やたばこの購入、日吉津村のごみ袋、取扱店自らの事業上の取引(商品の仕入れ等)等には利用できません。

・この商品券は、おつりは出ません。

(裏面へ続く)

・有効期限が切れている商品券(第9弾のマークが無い商品券)は使用できませんので、受け取らないでください。

申込方法(継続店舗は申込不要) および 申込期限

- 「ひえづ元気回復商品券取扱店舗登録申請書兼誓約書」をご提出ください。
- 村内に複数の店舗が存在する場合は、個別の店舗ごとの申請をお願いします。

○令和8年9月15日(火)(必着)

※商品券を配布する際に発行する「取扱店舗一覧表」に店舗名等を掲載します。

※この期限に書類の提出が間に合わない可能性がある場合はご一報ください。

○提出先

〒689-3553 西伯郡日吉津村大字日吉津 872-15 日吉津村役場 総務課
FAX 0859-27-0903、Mail : soumu@vill.hiezu.lg.jp

○申請書様式

日吉津村ホームページ(<https://www.hiezu.jp/cl/bx1z1z5y>)から
ダウンロードできます。>>>



商品券利用期間

- 令和8年9月下旬(予定)から令和9年2月28日(日)まで

商品券換金方法・支払予定

○換金のための提出物

- ・ひえづ元気回復商品券使用実績報告書兼請求書
- ・店舗で回収された「ひえづ元気回復商品券」

○支払について:下記の日程で随時口座へお支払い予定

<請求からお支払いまでの期間について> ※郵送可(到着日より支払)

3日までに提出されたもの ⇒ 当月15日にお支払い

13日までに提出されたもの ⇒ 当月25日にお支払い

23日までに提出されたもの ⇒ 翌月5日にお支払い

請求書最終受付日:令和9年3月15日(月)

(提出日、支払日が休日の場合はそれぞれ翌営業日)

※提出書類に不備がある場合は、この限りではありません。

問合せ・申込先

日吉津村役場 総務課 担当:高野
TEL 0859-27-5954(直通) FAX 0859-27-0903
Mail : soumu@vill.hiezu.lg.jp